



JASDAQ

平成 29 年 4 月 26 日

各 位

日本出版貿易株式会社
代表取締役社長 綾 森 豊 彦
(JASDAQ・コード 8072)
問合せ先
執行役員事業管理部長 龍 里 宗 一
電 話 番 号 03-3292-3751

単元株式数の変更、株式併合および定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成 29 年 6 月開催予定の第 76 回定時株主総会（以下、「本定時株主総会」といいます。）に、下記のとおり単元株式数の変更、株式併合および定款一部変更について付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

なお、本件に係る議案を含む本定時株主総会に付議する議案の具体的内容につきましては、平成 29 年 5 月に取締役会にて決定する予定です。

記

1. 単元株式数の変更

(1) 変更の理由

全国証券取引所は、投資家の利便性向上を目的に、国内上場会社の売買単位（単元株式数）を 100 株に統一することを目的に「売買単位の集約に向けた行動計画」を推進しております。これを受け、当社は、東京証券取引所（JASDAQ 市場）に上場する企業としてこの趣旨を尊重し、当社の株式の売買単位である単元株式数を現在の 1,000 株から 100 株に変更することといたしました。

(2) 変更の内容

単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更いたします。

(3) 変更予定日

平成 29 年 10 月 1 日

(4) 変更の条件

本定時株主総会において、後記「2. 株式併合」に関する議案が原案どおり承認可決されることを条件といたします。

2. 株式併合

(1) 併合の理由

単元株式数 1,000 株から 100 株に変更するにあたり、当社株式の売買単位あたりの株価について証券取引所が望ましいとしている水準（5 万円以上 50 万円未満）に調整するため、当社株式について 10 株を 1 株に併合（以下、「本株式併合」といいます。）を行うことといたしました。なお、発行可能株式総数につきましては、本株式併合の割合に応じて、現行の 2,400 万株から 240 万株に変更することといたします。

(2) 併合の内容

- ① 併合する株式の種類 普通株式
- ② 併合割合 平成 29 年 10 月 1 日をもって、同年 9 月 30 日の最終の株主名簿に記載された株主様の所有株式 10 株につき 1 株の割合で併合いたします。
- ③ 併合後の発行可能株式総数： 2,400,000 株（併合前 24,000,000 株）
- ④ 併合により減少する株式数

| | |
|---------------------------------|-------------|
| 併合前の発行済株式総数（平成 29 年 3 月 31 日現在） | 7,000,000 株 |
| 併合により減少する株式数 | 6,300,000 株 |
| 併合後の発行済株式総数 | 700,000 株 |

（注）「併合により減少する株式数」は、併合前の発行済株式総数に株式の併合割合を乗じた理論値です。

⑤ 株式併合の影響

株式併合により、発行済株式総数が 10 分の 1 に減少することとなりますが、純資産等は変動しませんので、1 株当たり純資産額は 10 倍となり、株式市況の変動など他の要因を除けば、当社株式の資産価値に変動はありません。また、株式併合後の株価につきましても、理論上、株式併合前の 10 倍になります。

⑥ 併合により減少する株主数

平成 29 年 3 月 31 日現在の当社株主名簿にもとづく株主構成は、次のとおりであります。

| | 株主数（割合） | 所有株式数（割合） |
|--------|----------------|----------------------|
| 総株主 | 441 名（100.00%） | 7,000,000 株（100.00%） |
| 10 株未満 | 46 名（10.43%） | 62 株（0.00%） |
| 10 株以上 | 395 名（89.57%） | 6,999,938 株（99.99%） |

本株式併合を行った結果、保有株式数 10 株未満株主様 46 名（その所有株式の合計は 62 株）が株主たる地位を失うこととなります。

⑦ 1 株未満の端数が生じる場合の対応

本株式併合の結果、1 株未満の端数が生じた場合は、会社法の定めに基づき一括して売却処分し、または自己株式として当社が買い取り、それらの代金を端数の生じた株主様に対して、端数の割合に応じて分配いたします。

(3) 併合の条件

本定時株主総会において、本株式併合に係る議案が原案のとおり承認可決されることを条件として、本年10月1日をもって効力発生するものいたします。

3. 定款一部変更

(1) 定款変更の目的

上記、「1. 単元株式数の変更」、「2. 株式併合」に記載のとおり、本株式併合による発行済株式総数の減少を勘案し、当社定款第6条に規定される発行可能株式総数を2,400万株から240万株に変更し、当社定款第8条に規定される単元株式数を1,000株から100株に変更するものです。

(2) 変更の条件

本定時株主総会において、本株式併合に係る議案が原案とおりに承認可決されることを条件として、本定時株主総会をもって効力発生するものいたします。

(3) 定款変更の内容（下線部分が変更箇所となります。）

| 現行定款 | 変更案 |
|--|--|
| 第1章 総則 | 第1章 総則 |
| 第1条～第4条（条文省略） | 第1条～第4条（現行どおり） |
| 第2章 株式 | 第2章 株式 |
| 第6条（発行可能株式総数） 当社の発行可能株式総数は、 <u>2,400</u> 万株とする。 | 第6条（発行可能株式総数）当社の発行可能株式総数は、 <u>240</u> 万株とする。 |
| 第7条（条文省略） | 第7条（現行どおり） |
| 第8条（単元株式数） 当社の1単元の株式数は、 <u>1,000</u> 株とする。 | 第8条（単元株式数） 当社の1単元の株式数は、 <u>100</u> 株とする。 |
| 第9条から第40条（条文省略） | 第9条から第40条（現行どおり） |
| （新設） | <u>附 則</u> |
| | <u>第1条</u> <u>本定款第6条（発行可能株式総数）および第8条（単元株式数）の変更は、平成29年10月1日をもって効力が発生するものとする。</u> <u>なお、本条は当該変更の効力発生日をもって、これを削除する。</u> |

4. 単元株式数の変更、株式併合および定款一部変更の日程

| | |
|-------------------|----------------------|
| 取締役会決議日 | 平成 29 年 4 月 26 日 |
| 取締役会決議日（株主総会招集決議） | 平成 29 年 5 月（予定） |
| 第 76 回定時株主総会決議日 | 平成 29 年 6 月（予定） |
| 単元株式数の変更の効力発生日 | 平成 29 年 10 月 1 日（予定） |
| 株式併合の効力発生日 | 平成 29 年 10 月 1 日（予定） |
| 定款一部変更の効力発生日 | 平成 29 年 10 月 1 日（予定） |

(注) 上記のとおり、単元株式数の変更および株式併合の効力発生日は平成 29 年 10 月 1 日を予定しておりますが、株式売買後の振替手続の関係で、東京証券取引所における売買単位が 1,000 株から 100 株に変更される日は平成 29 年 9 月 27 日となります。

以上

添付資料

(ご参考) 単元株式数の変更および株式併合に関する Q & A

(ご参考)

単元株式数の変更および株式併合に関するQ & A

Q 1. 単元株式数の変更とはどのようなことですか。

A 1. 単元株式数の変更とは、株主総会での議決権の単位および証券取引所で売買する際の単位の株式数を変更することです。今回、当社では、単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更いたします。

Q 2. 株式併合とはどのようなことですか。

A 2. 株式併合は、複数の株式を併せて、それより少ない数の株式にすることです。今回、当社では、10 株を 1 株に併合いたします。

Q 3. 単元株式数の変更、株式併合の目的は何ですか。

A 3. 全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を発表し、平成 30 年 10 月 1 日までに全国証券取引所に上場する国内会社の普通株式の売買単位を 100 株に統一することを推進しております。当社は、東京証券取引所（JASDAQ 市場）に上場する企業として、この趣旨を尊重し、当社株式の売買単位を現在の 1,000 株から 100 株に変更することといたしました。併せて、単元株式数の変更後も、当社株式の売買単位あたりの価格について証券取引所が望ましいとしている水準（5 万円以上 50 万円未満）に調整するため、当社株式について、10 株を 1 株にする併合を行うことといたしました。

Q 4. 株式併合によって資産価値に影響を与えないのですか。

A 4. 今回の株式併合により株主様の所有株式数は併合前の 10 分の 1 となりますが、逆に 1 株当たりの純資産額は 10 倍となります。従いまして、株式市況変動等の他の要因を除けば、株式併合によって株主様のご所有の当社株式の資産価値が変わることはありません。なお、株価についても、理論上は株式併合前の 10 倍となります。

Q 5. 株式併合による所有株式数の減少により、受け取る配当金は減りませんか。

A 5. 今回の株式併合により株主様の所有株式数は 10 分の 1 となりますが、株式併合の効力発生後にあつては、併合割合を勘案して 1 株当たりの配当金を設定させていただくこととなりますので、業績の変動など他の要因を除けば、株式併合によって株主様の受取配当金の総額に影響が生じることはありません。ただし、株式併合により生じた端数株式につきましても、当該端数株式に係る配当は生じません。

Q 6. 株主の所有株式数や議決権数はどのようになるのですか。

A 6. 株主様の株式併合後の所有株式数は、平成 29 年 9 月 30 日の最終の株主名簿に記載された所有株式数に 10 分の 1 を乗じた株式数（1 株に満たない端数がある場合は、これを切り捨てます。）となります。また、議決権数は、併合後の所有株式数 100 株につき 1 個となります。具体的には、単元株式数の変更および株式併合の効力発生日（平成 29 年 10 月 1 日予定）の前後で、所有株式数や議決権数は、次のとおりとなります。

| | 効力発生前 | | 効力発生後 | | |
|-----|---------|------|-------|------|-------|
| | 所有株式数 | 議決件数 | 所有株式数 | 議決件数 | 端数株式 |
| 例 ① | 3,000 株 | 3 個 | 300 株 | 3 個 | なし |
| 例 ② | 1,511 株 | 1 個 | 151 株 | 1 個 | 0.1 株 |
| 例 ③ | 815 株 | なし | 81 株 | 0 個 | 0.5 株 |
| 例 ④ | 9 株 | なし | 0 株 | 0 個 | 0.9 株 |

株式併合の結果、1 株未満の端数（以下「端数株式」といいます。）が生じた場合（上記の例②③④のような場合）は、全ての端数株式を当社が一括して処分し、その処分代金の合計額を各株主様の端数の割合に応じてお支払いいたします。また、効力発生前の所有株式が 10 株未満の例④の株主様は、株式併合によりすべてのご所有株式が端数株式となり、株主としての地位を失うこととなります。何卒ご理解を賜りたいと存じます。

Q 7. 株式併合後でも単元未満株式の買取りは可能ですか。

A 7. 株式併合後においても、単元未満株式を所有されている株主様は、単元未満株式の買取制度をご利用いただけます。具体的なお手続きについては、株主様がお取引されている証券会社か、証券会社に口座を作られていない場合は後記の当社株主名簿管理人にお問い合わせください。

Q 8. 株式併合に伴い必要な手続はありますか。

A 8. 特に必要なお手続はございません。

Q 9. 今後の具体的なスケジュールはどうなりますか。

A 9. 次のとおり予定しております。

| | |
|------------------|-------------------|
| 平成 29 年 6 月 | 定時株主総会 |
| 平成 29 年 9 月 27 日 | 100 株単位での売買開始日 |
| 平成 29 年 10 月 1 日 | 単元株式数変更及び併合の効力発生日 |
| 平成 29 年 11 月 | 株主様へ株式併合割当通知発送 |
| 平成 29 年 12 月 | 端数処分代金の支払開始 |

【お問合せ先】

株主名簿管理人

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

〒137-8081

住 所 東京都江東区東砂七丁目 10 番 11 号

電 話 0120-232-711 (通話料無料)

受付時間 9:00~17:00 (土日祝日を除く)

またはお取引のある証券会社にお問い合わせください。

また、掲載されている情報は、発表日現在のものです。

内容が変更になっている場合がありますので、あらかじめご了承ください。

以 上